

## 宮城大学研究生に関する規程

平成21年4月1日

規程第40号

### (趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学則（以下「学則」という。）第47条及び宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第42条の規定に基づき、宮城大学（以下「本学」という。）及び本学大学院の研究生（以下「研究生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、前期又は後期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、学群又は研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経てこれを変更することができる。

### (入学の出願)

第3条 研究生として本学又は本学大学院への入学を志願する者は、別に定めるところにより、研究生入学願書及び次に掲げる書類に、宮城大学学生納付金規程（以下「納付金規程」という。）第2条に定める入学者選抜手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

- 一 最終学歴校の卒業（修了）証明書又はこれに準じた証明書類
- 二 最終学歴校の成績証明書又はこれに準じた証明書類
- 三 研究計画書
- 四 その他学長が必要と認める書類

### (入学の選考)

第4条 研究生の選考は、アドミッションセンター又は研究科において行い、教授会の議を経て合格者を決定する。ただし、選考は、在籍学生数の状況を勘案し、教育研究上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に行うものとする。

2 前項の選考は、書類審査をもって行うものとし、必要に応じて面接、その他、アドミッションセンター及び研究科において適切と認める方法を加えることができるものとする。

### (入学金及び授業料)

第5条 研究生として入学を許可された者は、納付金規程第2条の定めるところにより、入学金及び授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、実験及び実習に関する経費は別に定めるものとし、研究生の負担とする。

2 前項の入学金又は授業料を所定の期日までに納付しない場合は、入学許可を取り消す。

### (在学期間)

第6条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究生が引き続き在学を願い出たときは、学長は教授会の議を経て、在学期間の延長を許可することができる。

2 研究生が、在学を許可された期間の満了を待たずに研究の終了を願い出たときは、学長は教授会の議を経て、在学期間の短縮を許可することができる。

### (指導教員)

第7条 学群長又は研究科長は、教授会の議を経て研究生の指導教員を定めることができる。

(研究生の懲戒等)

第8条 学長は、研究生が本学の学則、大学院学則及び諸規程に違反したとき、又は研究生としての本分に反する行為をしたときは、教授会の議を経て懲戒等を行うことができる。

2 前項の懲戒等の種類は退学及び訓告並びに嚴重注意とする。

(適用)

第9条 この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則及びその他の規程における学生に関する規定は、研究生に適用する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究生の募集、選考等に関し必要な事項は教授会の議を経て学群長又は研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。
- 2 この規程の施行日の前日において既に本学に在籍する研究生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の宮城大学研究生に関する規程は、この規程の施行の日以後に出願する者について適用し、この規程の施行の日の前日までに申請した者については、なお従前の例による。